

吹田市遺伝子情報保護連絡会設置要領

(目的)

第1条 遺伝子情報は大切な個人情報であり、遺伝子解析や情報の管理が血液の提供者や市民の理解の基に行われることが重要である。このため遺伝子情報の保護の観点から遺伝子解析機関を含めて情報の交換を行い、市民との信頼関係を保持し、もって予防医学の進歩に寄与することを目的として吹田市遺伝子情報保護連絡会を設置するものとする。

(構成)

第2条 吹田市遺伝子情報保護連絡会（以下「連絡会」という。）は、委員7名以内をもって構成する。

2 連絡会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 国立循環器病研究センターの代表者 | 1人以内 |
| (2) 大阪大学の代表者 | 1人以内 |
| (3) 吹田市医師会の代表者 | 1人以内 |
| (4) 大阪府吹田保健所職員 | 1人以内 |
| (5) 市民 | 2人以内 |
| (6) 吹田市職員 | 1人以内 |

3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

(情報交換する事項)

第3条 連絡会は、第1条の目的を達成するため、国立循環器病研究センター及び大阪大学における遺伝子解析研究に関する事項について情報の交換を行い、委員は意見を述べることができる。

(会長及び会長代理)

第4条 連絡会に会長及び会長代理を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 連絡会は、市長が招集する。

2 会長は、連絡会の議長となる。

3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務

を代理する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康医療部地域医療推進室において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は健康医療部長が定める。

附 則

この規約は、平成12年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年10月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年8月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年1月17日から施行する。